

高梁市議会委員会条例の一部を改正する条例

高梁市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 宮 田 公 人

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市議会委員会条例の一部を改正する条例

高梁市議会委員会条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務部」を「企画財政部、総務部」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

市の機構改革に伴い、常任委員会の所管を改正するため。

(参考)

高梁市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務産業委員会 8人 <u>企画財政部、総務部</u>、産業経済部、土木部、会計課、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項、消防に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 略	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務産業委員会 8人 <u>総務部</u>、産業経済部、土木部、会計課、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項、消防に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 略

高梁市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

高梁市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 宮 田 公 人

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 高梁市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年高梁市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 2 条 高梁市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 2 条から第 5 4 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現行		
(定義)			(定義)		
第2条 略			第2条 略		
2～9 略			2～9 略		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 略			11～13 略		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第12条 略			第12条 略		
2～4 略			2～4 略		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反

	して利用されているとき、 番号利用法第20条の規定 に違反して収集され、若し くは保管されているとき、 又は番号利用法第29条の 規定に違反して作成された 特定個人情報ファイル(番 号利用法第2条第10項に規 定する特定個人情報ファイ ルをいう。)に記録されてい るとき
(略)	

	して利用されているとき、 番号利用法第20条の規定 に違反して収集され、若し くは保管されているとき、 又は番号利用法第29条の 規定に違反して作成された 特定個人情報ファイル(番 号利用法第2条第9項に規 定する特定個人情報ファイ ルをいう。)に記録されてい るとき
(略)	

(参考)

高梁市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
第6章 罰則 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第6章 罰則 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

上記案件を、高梁市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 21 日提出

高梁市議会議長 伊藤泰樹 様

提出者 議会運営委員会
委員長 宮 田 公 人

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

岡山県高梁市議会

意見書提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣